

『新規制基準適合性審査の進捗状況について』
～「津波防護方針（貯蔵建屋損傷時の金属キャスクの基本的安全機能維持の確認）」
に関する審査会合（12月9日開催）について～

これまでの審査会合での議論・指摘を踏まえ、仮想的な大規模津波によって貯蔵建屋の受入れ区域が損傷し、落下物によって金属キャスクが衝撃を受けたとしても、基本的安全機能が維持されることの説明を実施しました。

その結果、追加の確認や説明が幾つか必要となりましたが、引き続き、衝撃を受けた金属キャスクの検査や必要な保守に関する説明を行うこととなりました。

また、これまでの審査会合で受けたコメントへの対応の要否を確認するとともに、当社から提出している事業許可基準規則への適合性説明資料に対する規制庁からの追加確認事項等の提示を受けました。これらのコメント・確認事項等に対しても、審査会合で回答を行うこととなりました。

引き続き、社内検討を十分に進め、審査に取り組んでまいります。

1. 当社からの説明

十分な保守性を有するように設定した極めて確率の低い仮想的な大規模津波に対し、可能性の低い状況を含め、数々の保守的な仮定をおいても、金属キャスクの基本的安全機能は維持される。

➤ 閉じ込め機能：

(a) 貯蔵建屋の受入れ区域の損傷に伴って、金属キャスクの蓋部に落下物が衝突したとしても、金属キャスクの一次蓋の密封境界部はおおむね弾性範囲内にとどまり、蓋部の閉じ込め機能は維持される。

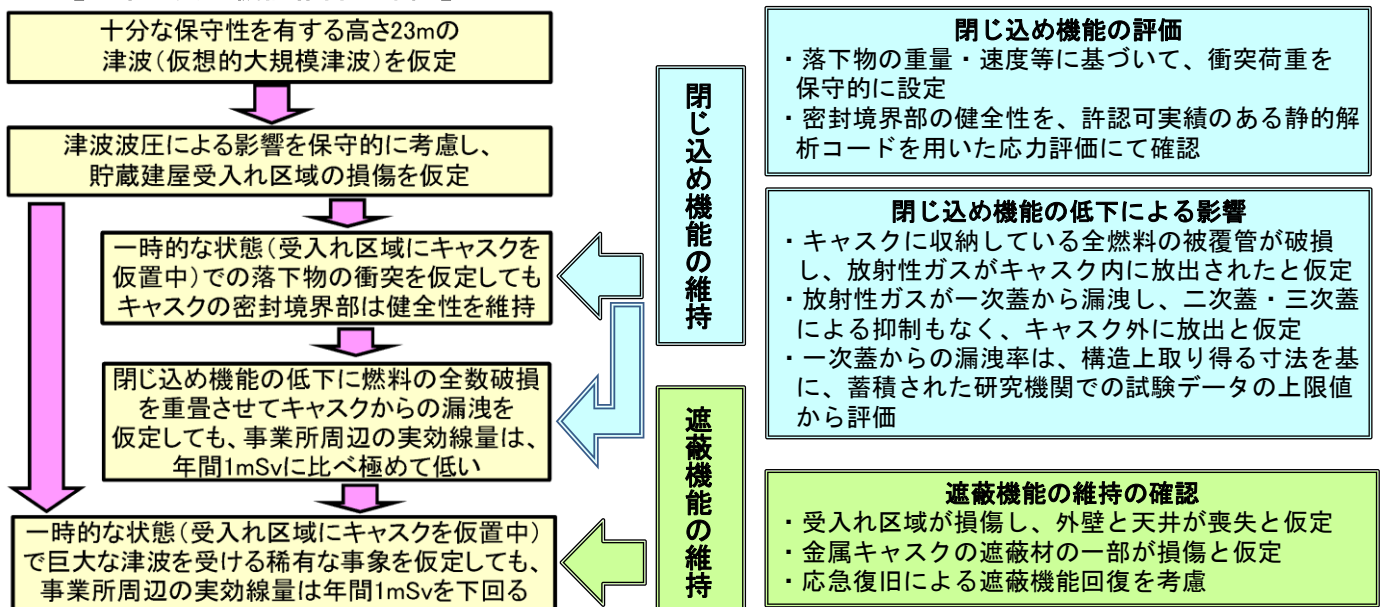
(b) また、落下物の衝突によって、蓋の閉じ込め機能が低下（放射性ガスが漏洩）したとしても、敷地境界の実効線量は極めて低い。

➤ 遮蔽機能：以下の仮定を考慮しても、敷地境界の実効線量は1mSv/年を下回る。

(a) 貯蔵建屋の受入れ区域の損傷に伴って、受入れ区域の外壁と天井が喪失すると仮定

(b) 上記に伴って、金属キャスクの胴部に落下物が衝突し、遮蔽材の一部が損傷すると仮定

【基本的安全機能維持の確認】



2. 審査の結果と今後の対応

上記の説明に対して、追加の確認や説明が幾つか必要になりましたが、引き続き、衝撃を受けた金属キャスクの基本的安全機能を確認するための検査や必要な保守に関する説明を行うこととなりました。また、事業許可基準規則への適合性説明資料へのコメント回答を併せて行っていきます。